

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十四年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年四月二十四日奈良県指令桜土第四五―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年八月十六日桜土第六四―六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十四年八月十六日桜土第六五―二号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市小槻町三三四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大字秋吉一九六番地ノ二

株式会社浅利工務店 代表取締役 浅利和夫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市小槻町三三四番一の一部